日 調 連 発 第 ６ ５ 号
平成２４年６月２１日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

標記省令が本月２１日に定められましたので、別添のとおり通知します。
なお、標記規則の改正の概要は、下記のとおりです。

記

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成２１年法律第７７号。）によって、外国人住民を住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号）の適用対象に加える等の改正がされた（平成２４年７月９日施行)。

また､｢出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成２１年法律第７９号）によって、新しい在留管理制度が導入され、それに伴い、外国人登録制度は、廃止されることとなった。

これらの改正等により、土地家屋調査士法施行規則の登録の申請に係る条文中に「外国人登録に関する証明書」との用語が存していることから、所要の改正が行われたものである。

なお、本省令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行される。

○法務省令第二十七号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第七十二条及び土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十七条の規定に基づき、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十一日

法務大臣　滝　　実

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令

（司法書士法施行規則の一部改正）

第一条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「国籍」を「国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）」に改める。

第十六条第二項中「司法書士となる資格を有することを証する書面のほか、申請者の写真及び本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載のない住民票の写し（外

国人にあつては、外国人登録に関する証明書）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　司法書士となる資格を有することを証する書面

二　申請者の写真

三　次に掲げるいずれかの書類

イ　本籍の記載のある住民票の写し

ロ　本籍の記載のない住民票の写し及び戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

ハ　申請者が外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し

（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「国籍」を「国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）」に改める。

第十五条第二項中「調査士となる資格を有することを証する書面のほか、申請者の写真及び本籍の記載

された住民票の写し又は戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載のない住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録に関する証明書）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調査士となる資格を有することを証する書面

二　申請者の写真

三　次に掲げるいずれかの書類

イ　本籍の記載のある住民票の写し

ロ　本籍の記載のない住民票の写し及び戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

ハ　申請者が外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。